

母子父子寡婦福祉資金貸付



母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその児童（子）の福祉を増進するための資金を貸し付けることを目的としています。

対象者

※児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準の方

- ・母子家庭の母またはその児童（20歳未満）
- ・父子家庭の父またはその児童（20歳未満）
- ・40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く）
- ・父母のいない児童

修学資金

大学院、高等学校、大学、高等専門学校、または専修学校に就学させるための授業料、書籍代、通学費等に必要な資金

就学支度資金

就学・修業するために必要な入学金、被服等の購入に必要な資金

技能習得資金

自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

連帯保証人について

- ・就学支度、修業、就職支度の場合、母又は父が借受人となる場合は、児童又は子が連帯借受人となります。母又は父の所得状況により連帯保証人が必要な場合があります。



<12種類の貸付制度>

事業開始資金	事業を始める資金
事業継続資金	事業を続けるために必要な資金
修学資金	子どもの修学に必要な資金
技能習得資金	就職に必要な技能習得資金
就業資金	子どもが事業を開始または就職に必要な知識技能を習得する資金
就職支度資金	就職に必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	医療または介護を受けるのに必要な資金
生活資金	技能習得・医療介護貸付等期間中の生活維持に必要な資金
住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築等に必要な資金
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に必要な資金
就学支度資金	子どもが学校・就学施設への入学もしくは入所に際し必要な資金
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

ご来庁の際は

事前予約をお願いします



＊お問い合わせ＊

うるま市役所 こども家庭課

ひとり親支援係 貸付担当

☎098-973-4983（直通）



～貸付申請から資金交付までの流れ～



申請から交付まで
約2か月を要します

1、貸付申請書類の提出（市）

- ・ 申請人 → うるま市こども家庭課に提出
 - ・ うるま市こども家庭課から沖縄県中部福祉事務所に調書提出
 - ・ 随時受付
- （ただし就学支度資金は入学する月の前月末が申込期限）
→4月入学なら3月31日が申込期限です。



2、母子・父子自立支援員による訪問調査（県）



- ・ 申請人、連帯借受人、連帯保証人 への面接調査を沖縄県中部福祉事務所の自立支援員が行います。



3、母子父子寡婦福祉資金貸付審査会 貸付適否の審議（県）

※随時開催



4、貸付の決定（または不承認）決定通知の送付（県）

- ・ 沖縄県中部福祉事務所 → うるま市こども家庭課 → 申請人
- ※但し、早期支払いが必要な場合は直接申請人へ書類送付します。



5、借用書・請求書等の提出（県）

- ・ 申請人 → うるま市こども家庭課 → 沖縄県中部福祉事務所
- ※早期支払いが必要な場合は、直接、沖縄県中部福祉事務所へ提出可。



貸付金の交付（県） 書類受理後、約2週間後に借受人の口座へ振り込み